



魚沼市土地改良区だより

第2号/平成18年5月19日



平成18年3月22日開催総代会



土地改良区の愛称「水土里ネット」意味

「水」は農業用水

「土」は土地、農地、土壌

「里」は農村空間、農家、非農家の居住空間

また、「水土里ネット」〈みどり＝グリーン〉には、自然・環境への負荷を小さくして、地球にやさしい営農や生活を心がけるという強い意味がこめられています。

水土里ネット魚沼

【TEL】(025) 798-1525

【FAX】(025) 798-1526

【受益面積】 2,332.8ha

【組合員数】 4,604 人

平成18年度運営事務費（田）

堀之内地区	1,300円	平成22年に統一単価になります。
小出郷地区	800円	
守門地区	800円	
入広瀬地区	45円	

※ 畑は田の2分1です。

平成18年度運営事務費については、合併前の額が、旧土地改良区毎に違うこともあり、是正期間をおき、平成22年度には統一単価とすることが、確認されています。

一般会計の収支内容並びにその比率は次のとおりです。

平成18年度の予算概要

一般会計総額 185,400,000円

●収入

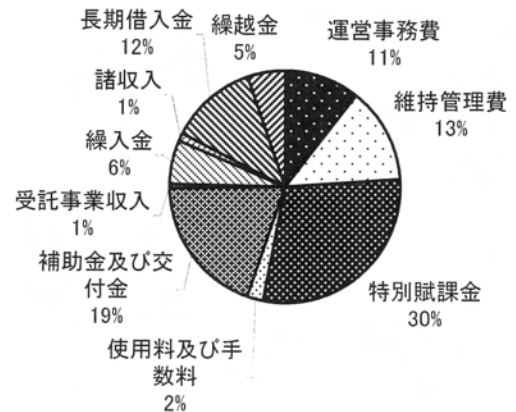
○運営事務費	19,661千円
○維持管理費	24,640千円
○特別賦課金	53,859千円
○使用料及び手数料	4,198千円
○補助金及び交付金	35,966千円
○受託事業収入	986千円
○繰入金	11,835千円
○諸収入	1,612千円
○長期借入金	22,937千円
○繰越金	9,706千円

●支出

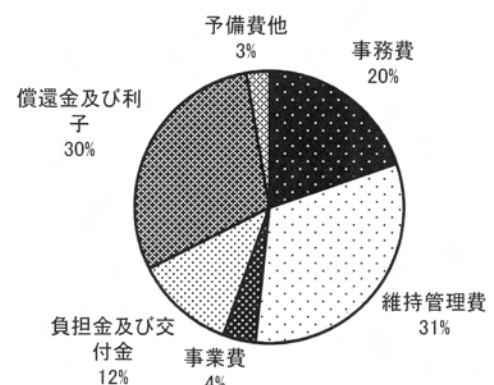
○事務費	36,385千円
○維持管理費	59,540千円
○事業費	7,332千円
○負担金及び交付金	21,938千円
○償還金及び利子	54,953千円
○予備費他	5,252千円

一般会計の概要

収入の部



支出の部



維持管理費決済金について

農地転用等に伴い地区除外される土地については、規程に基づき次の決済金を納付書により納付して頂くこととなります。

- (1) 維持管理費決済金 総代会で議決された10アール当たりの金額の15年分
- (2) 償還金決済金 未償還額の元金を10アール当たりで計算した金額

決済金を完納した当該地は、土地改良区の土地台帳より抹消され、翌年度からの経費の負担はなくなります。

18年度はこのような事業を計画しています

●継続土地改良事業（土地改良区区域内で実施されている地区）

○県営事業

- ・ほ場整備事業（宇賀地地区）（並柳）（山田）（今泉）（長松）（伊米ヶ崎）（一日市）
- ・畑地帯総合整備事業（堀之内中部地区）

○団体営事業

- ・土地利用調整推進事業（宇賀地地区）（堀之内中部地区）

●新規土地改良事業予定地区

○団体営事業

- ・地形図作成事業（小平尾地区）
- ・経営体育成促進換地等調整事業（小平尾地区）
- ・土地利用調整推進事業（小平尾地区）
- ・土地改良施設維持管理適正化事業（魚野川左岸地区）（佐梨川頭首工）（池平用水地区）

○県単事業

- ・農業農村整備「中山間地域整備」事業（大坪地区）
- ・農業農村整備「中山間地域整備」事業（谷内地区）
- ・農業農村整備事業調査計画（小平尾地区）
- ・水管理施設整備事業（魚野川左岸用水路）

○非補助事業

- ・区画整理事業（三ノ和田地区）

お知らせ

★賦課金の納入について

別紙納入通知書により平成18年度の賦課をさせていただきますのでお知らせします。

別紙納入通知書は、本年度の賦課金の明細をお知らせしたものですので、徴収については、口座振替の場合は納入期限日、現金納入の場合は後日納入通知書を送付させていただきます。

（地積については平成18年4月1日現在で算出しています。）

★賦課金の口座振替えの電算化について

賦課金の口座振替（JAからの引落とし）の電算化に伴い、本年度から口座振替による納入の場合領収書の発行を行わない事とし、預金通帳の記帳により換えさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

郵便振替をご利用の方は振込受領書をもって領収書に換えさせていただきます。

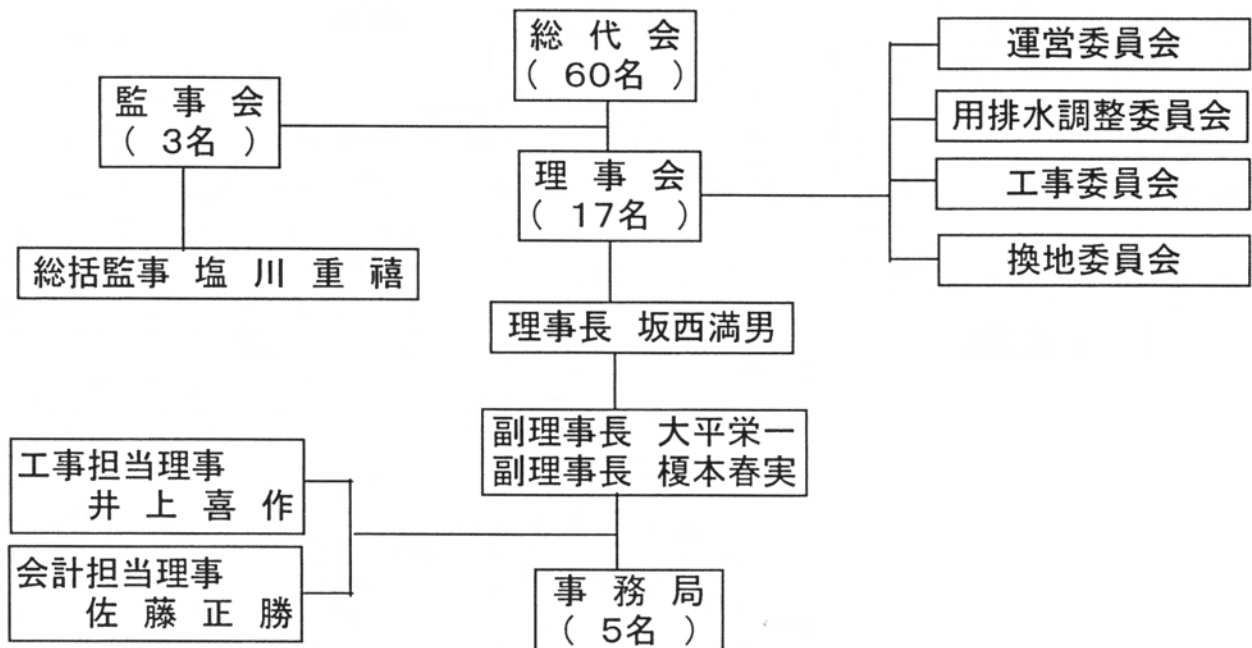
なお、領収書が必要な場合にはその旨申し出ください。

★土地改良施設の他目的使用について

区域内の道水路について、農業用以外に使用する場合には、規程の定めるところにより他目的使用（同意）申請が必要となりますので、用紙に必要事項を記入のうえ土地改良区へ提出してください。

※ 内容について不明な点はお問い合わせください。

水土里ネット魚沼の組織図



農地の移動届はお忘れなく！

土地改良区内の土地について、農地の全部又は一部を次の理由などによって移動があったときには、土地改良区まで地区除外申請、組合員資格得喪通知などで届出をお願いします。

①農地の転用

住宅や倉庫、公共用地への転用など

②農地の移動

農地の売買、賃貸借の設定、解約など

③組合員資格の交替

贈与や相続、農業者年金受給による経営移譲など

届け出がないと従来のまま賦課されますので、お早めに手続をお願いいたします。